

入院時食事療養費の負担額変更について

令和7年4月1日から国の健康保険法等の規定に基づき、全国の医療機関で食事療養費が改定されることとなりました。

自己負担額については、下表のとおりです。

(令和7年4月1日入院分より金額が変更となります。)

| 入院時の食事負担額(1食あたりの標準負担額) | | | | | |
|------------------------------|-------------------|----------------|-------|-----------------|----------------|
| 区分 | | | | 1食あたりの食事負担額 | |
| | | | | 令和7年 3月31日まで | 令和7年 4月1日から |
| 市民税課税世帯 | | | | 490円 | 510円 |
| 小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病者 | | | | 280円 | 変更なし |
| 市民税非課税世帯(減税証の交付を受けた者) | ・非課税区分才 ・低所得者Ⅱ | 過去1年間の 入院期間 | 90日以下 | 230円 | 240円 |
| | | | 91日以上 | 180円 | 190円 |
| | 低所得者Ⅰ | | | 110円 | 変更無し |

- ※ オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。
- ※ 患者の病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。